

企画競争実施の公示

令和 7 年 8 月 27 日

海上保安庁総務部政務課長 上手 研治

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名及び概要

海上保安庁広報用動画制作業務

(2) 業務内容

国内外の情勢が激動を続ける中、海を取り巻く状況も大きく変化している。このような状況の中で、ますます多様化・複雑化する海上保安業務の状況を明らかにしながら、これらに対応する海上保安庁の取り組みを、現場で活躍する巡視船艇・航空機や海上保安官の姿を織り交ぜて判りやすく紹介するための広報資料のほか、海上保安庁の職種紹介及び教育機関紹介を含めた広報用動画を制作する。

なお、広報用動画の制作は、発注者より提供の受けた素材(図、写真、映像、既往文献など)をもとに広報用動画の内容・構成について検討を行い、不足する素材に関しては、現場撮影等により行うものとする。

以下の動画を無音声でも字幕等により鑑賞可能なように制作するとともに、日本語及び英語版を制作する。

①業務紹介用動画

- ・各業務の 4 分程度の紹介動画（全 8 項目を予定）
- ・ 10～15 分程度の一連の動画（上記をとりまとめた動画）
- ・ 3 分程度のショート動画
- ・ 30 秒～60 秒程度の SNS・CM 用の動画

②職種紹介動画

- ・海上保安庁職員が実施する職種紹介動画（各職員インタビュー付）

③教育機関の紹介動画

- ・海上保安大学校、海上保安学校、門司分校等の教育機関紹介動画

※ それぞれ具体的な内容及び時間等は、契約後に協議のうえ、決定する。

(3) 履行期限

契約締結日～令和 8 年 3 月 13 日（金）までとする。

2. 企画競争参加資格要件

本業務への参加は次の資格を満たしていることを条件とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7・8・9 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 海上保安庁総務部長から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続等

(1) 業務担当課

〒100-8976 東京都千代田区霞が関 2-1-3

海上保安庁総務部政務課政策評価広報室 広報企画係

電話：03-3591-6361（内線 2202、2210） メール：jcgh-kouhou1@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和 7 年 8 月 27 日（水）10 時 00 分から同年 9 月 12 日（金）17 時 00 分まで

場所：(1)に同じ

方法：手交による説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

期限：令和 7 年 9 月 12 日（金）17 時 00 分

場所：(1)に同じ

方法：持参または郵送

（郵送の場合であっても、提出期限までに業務担当課へ提案書の到達が必須）

(4) 説明会の実施の有無

説明会は実施しない。

- (5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時、場所及び内容
ヒアリングは実施する。

日程：令和7年9月24日、25日、26日のいずれかの午後

(提案書受領後に該当の社へ個別に連絡)

場所：海上保安庁入札室（中央合同庁舎3号館10階）

内容：作成した資料にて企画提案者より20分以内のプレゼンテーションと質疑応答

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための紹介窓口 3. (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出等に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 業務担当課に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った企画競争参加者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 企画競争の結果として、以下の項目について、特定者決定の通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする。
- ①特定した提案書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
- ②各企業の評価項目毎の評価得点及び合計点
- (9) その他の詳細は説明書による。